

平成二十一年二月定例会（二月三日）

長野広域連合議会会議録

長野広域連合議会

平成二十一年二月三日(火曜日)

出席議員(三十三名)

第一番	小林 治晴 君
第二番	寺 沢 小百合 さん
第三番	池 田 清 君
第四番	小 林 紀美子 さん
第五番	町 田 伍一郎 君
第六番	小 林 義 和 君
第七番	原 田 誠 之 君
第八番	松 木 茂 盛 君
第九番	内 山 国 男 君
第十番	田 中 清 隆 君
第十一番	石 坂 郁 雄 君
第十二番	永 井 康 彦 君
第十三番	豊 田 清 寧 君
第十四番	善 財 文 夫 君
第十五番	田 沢 佑 一 君
第十六番	西 澤 今 朝 人 君
第十七番	和 田 英 幸 君
第十八番	池 田 博 武 君
第十九番	円 尾 美 津 子 さん
第二十番	富 田 義 仁 君
第二十一番	小 淵 晃 君
第二十二番	

第二十三番	黒 岩 喜 一 郎 君
第二十四番	篠 原 誠 君
第二十五番	清 水 嘉 夫 君
第二十六番	牛 越 富 男 君
第二十七番	関 塚 賢 一 郎 君
第二十八番	峯 村 勉 君
第二十九番	清 水 勝 義 君
第三十番	渡 辺 康 男 君
第三十一番	久 保 田 良 一 君
第三十二番	堀 内 まゆみ さん
第三十三番	相 澤 龍 右 君
第三十四番	山 浦 幸 一 郎 君
第五番	三 井 経 光 君

説明のため会議に出席した理事者

広域連合長(長野市長)	鷲 澤 正 一 君
副広域連合長	酒 井 登 君
会計管理者	中 澤 潤 一 君
理事(須坂市長)	三 木 正 夫 君
理事(千曲市長)	近 藤 清 一 郎 君
理事(坂城町長)	中 沢 一 君
小布施町副町長	富 岡 良 夫 君

理事(高山村長) 久保田 勝 士 君
 理事(信州新町長) 中 村 靖 君
 理事(信濃町長) 松 木 重 博 君
 理事(小川村長) 大 日 方 茂 木 君
 理事(中条村長) 久 保 田 元 夫 君
 理事(飯綱町長) 遠 山 秀 吉 君
 公務のため欠席した理事者
 理事(小布施町長) 市 村 良 三 君

説明のため会議に出席した職員

(事務局職員)

事務局長 松 橋 良 三 君
 事務局次長兼福祉課長 寺 澤 清 充 君
 事務局次長兼環境推進課長 塚 田 潤 一 君
 総務課長 小 島 章 夫 君
 総務課主幹 和 田 秀 晴 君
 環境推進課建設推進室長 土 屋 文 治 君
 総務課課長補佐 庭 山 透 君
 福祉課課長補佐 山 崎 幸 孝 君
 環境推進課課長補佐 山 崎 千 裕 君
 総務課係長 花 形 武 彦 君
 総務課係長 新 井 芳 美 さん
 福祉課係長 中 島 威 君

環境推進課係長 小 池 啓 道 君
 環境推進課建設推進室係長 八 町 充 君
 職務のため会議に出席した職員
 総務課主査 高 柳 博 昭 君
 総務課主査 池 田 順 英 君

議 事 日 程

- 一 開会、開議
- 一 会期の決定
- 一 会議録署名議員の指名
- 一 諸般の報告
- 一 議案第一号上程、提案者説明、質疑・討論省略、採決
- 一 議案第一号から議案第五号
 - 一 一括上程、理事者説明、質疑、委員会付託
- 一 議案第六号上程、理事者説明、採決
- 一 委員長報告
- 一 委員長報告に対する質疑、討論、採決
- 一 広域連合長あいさつ
- 一 閉会

午後一時三十分 開会

○議長（町田伍一郎君） ただいまのところ、出席議員数は三十二名でございます。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより、平成二十一年二月長野広域連合議会定例会を開会致します。

午後一時三十分 開議

○議長（町田伍一郎君） 本日の会議を開きます。

本日の欠席通告議員は、五番 三井経光君の一名であります。会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会の意見を徴しました結果、本日一日と致したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定致しました。

なお、日程につきましては、お手元に配布のとおり行いたいと思いますので、御了承をお願い致します。

次に、会議録署名議員を御指名申し上げます。

九番 松木茂盛君、二十六番 牛越富男君、以上、二名の方を御指名致します。

この際、諸般の報告を致します。

監査委員から、平成二十年十月分から十二月分の一般会計・特別会計の例月現金出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっております。

りますので、御報告致します。

それでは議事に入ります。

初めに、議会第一号 長野広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を議題と致します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

七番 小林義和君。

○七番(小林義和君) 私から、議会第一号について御説明申し上げます。

議会第一号 長野広域連合議会会議規則の一部を改正する規則でございますが、これは、議会活動の範囲の明確化を図るため、地方自治法が改正され、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設されたことに伴い改正するものであります。改正の内容は、協議又は調整を行う場を、「全員協議会」、「委員会協議会」、「市町村代表者会議」と定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(町田伍一郎君) 以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑 討論 委員会付託を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

議会第一号 長野広域連合議会会議規則の一部を改正する規則、本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第一号から議案第五号 以上五件、一括議題と致します。理事者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 鷺澤正一君。

(九番 松木茂盛君 着席)

○広域連合長(鷺澤正一君) 開会の御挨拶を申し上げます前に、一言申し上げます。

既に新聞報道等で御承知のこととは存じますが、長野県市町村職員共済組合の施設利用助成券不正使用問題につきましては、本連合職員三十八人が、不正に二十六万七千円の助成を受けておりました。このことは決してあってはならない行為であり、大変遺憾に思っております。改めて、ここに謝罪申し上げます。

本連合と致しましては、関係職員及び所属長に対し、文書により厳重注意処分するとともに、助成を受けた二十六万七千円につきましては、本人から徴収し、一月三十日に全額組合へ返還しておりますが、今後、このようなことがないよう綱紀の粛正には十分心掛けてまいります。

議員各位には、御心配をお掛けしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

本日、ここに平成二十一年二月長野広域連合議会定例会を招集致しましたところ、議員の皆様には時節柄なにかとお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。提出致しました議案などの審議につきまして宜しくお願い申し上げます。

開会に当たりまして、本連合の事務事業の当面する諸課題等について申し上げます。

始めに、ごみ処理施設の建設について申し上げます。

本連合では、御承知のとおり圏域内三か所において、ごみ処理施設の建設を進めております。

最初に、長野市に建設予定のA焼却施設の進捗状況でございます。

現在、県条例の規定に則り、環境影響評価に係る所定の手続きを進めているところでございます。昨年十二月十七日には、A焼却施設に関する初めての「長野県環境影響評価技術委員会」が開催されました。本連合からは、事業と環境影響評価方法書の概要について御説明致しましたが、あわせて、委員の皆様による現地調査も行われました。

また、昨年末には、方法書の公告・縦覧、意見募集が終了致しましたが、提出された意見書は六件ございました。これらの意見書及び本連合

の見解書につきましては、一月二十九日に開催されました県の技術委員会において、方法書とあわせて質疑がされたところでございます。

今後の予定につきましては、引き続き、県の技術委員会御審議いただきまして、今年度末には知事意見をいただき、来年度のできるだけ早い時期に環境影響評価の現況調査に着手してまいりたいと考えております。

次に、千曲市に建設予定のB焼却施設でございます。

千曲市では、昨年十月二十五日から十一月十七日までの間、「千曲市ごみ焼却施設建設地検討委員会」が五か所の建設候補地を選定した経過につきまして、全市を対象とした住民説明会を計十九回、地元区及びその周辺区並びに小学校区単位で開催致しました。

説明会では、住民の皆様から、選定方法に関する疑問や厳しい御意見を多々頂戴いたしましたので、これらの御意見につきましては、きちんと整理し、千曲市から委員会へ御報告いただくことになっております。

今後の予定につきましては、委員会による先進地視察や候補地の現地調査等を経て、更に候補地の絞り込みを進め、今年度末頃を目途に、一定の御報告をまとめていただけるものと考えております。

次に、須坂市に建設予定の最終処分場でございます。

平成十八年二月に「須高地区最終処分場適地選定委員会」が選定した米子区二か所の候補地につきましては、「米子地区自然環境を守る会」を窓口として、二年半余りに渡り、須坂市が交渉を重ねてきたところでございます。

しかしながら、昨年十二月の新聞報道などで既に御承知のことと存じ

ますが、須坂市では、地元の皆さんの絶対反対の意向が大変強硬であること、また、これまでの交渉経過などを熟慮した結果、米子区の二か所については候補地として断念することになりました。

本連合と致しましても、誠に残念であり、大変に厳しい結果となりましたが、須坂市の決定を尊重し、引き続き候補地選定の支援をしておりますので、格段の御理解をお願い申し上げます。

なお、新たな候補地選定につきましては、選定委員会が抽出した他の候補地やそれ以外の適地について、今後は、須坂市が中心となって検討を行い、来年度のできるだけ早い時期に候補地を決定する予定でございます。

また、須坂市では、あわせて最終処分場に対する嫌悪感や不安感の払拭が大変重要であるとの認識から、本年一月から二月に開催される区の総会等に職員が出席し、最終処分場の安全性等について説明を行っているところでございます。

今後も、先進地視察やあらゆるメディアを活用した広報活動を積極的かつ継続的に行い、住民理解を促進していく方針であるとお聞きしておりますので、本連合も須坂市と一体となって協力してまいりたいと考えております。

次に、国のごみ処理施設整備に対する「循環型社会形成推進交付金」の手続きでございますが、このことにつきましては、現在、ほぼ予定どおりに進んできております。

昨年十二月十六日には、環境省、長野県、関係市町村等の担当者の皆様に御出席いただきまして「長野地域循環型社会形成推進地域協議会

を開催し、将来のごみ量、ごみ減量計画、ごみ処理施設の整備計画などについて協議を行いました。

この会議結果を踏まえ、先月十九日付で、県を通じて「長野地域循環型社会推進地域計画」を環境省に提出したところでございます。順調にまいりますと、年度内には、環境省から計画承認をいただき、来年度以降実施を予定している対象事業につきましては、交付金が受けられる見込みであります。

以上、ごみ処理施設建設事業の進捗状況を御報告申し上げますが、各施設とも大変厳しい状況にございます。議員の皆様におかれましては、今後も一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、高齢者福祉施設の運営について申し上げます。高齢者福祉施設は、利用者の重度化に伴う医療ニーズへの対応や増加した重度認知症の利用者への対応など、直面する課題が山積しております。

また、介護現場を支える介護・看護職員の確保は深刻さを増しております。

昨年十二月二十六日、厚生労働大臣の諮問機関、社会保障審議会が、平成二十一年度の介護報酬改定を舛添厚生労働大臣に答申を致しました。答申の内容は、介護従事者の人材確保や処遇改善を柱として、介護報酬を三パーセントアップするというもので、プラス改定は平成二十二年の介護保険制度導入以来初めてとなるものであります。

厳しい経営を強いられている介護事業者にとりましては、待望のプラス改定ではありませんが、内容的には有資格者の比率や立地条件の設定な

ど、きめ細かく加算条件が定められているため、本連合にどのような影響するのかは、まだ不明な点も多くありますが、今後詳細な内容が示されましたら、分析のうえ、増収につながるよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、新年度においては利用者のより良い生活のため、安心できる介護サービスの提供に努めるとともに、本年一月に策定しました平成二十一年度から二十三年度を計画期間とする「収支改善計画」に基づき、健全な運営に努力してまいり所存でございます。

次に、本連合の高齢者福祉施設の社会福祉法人化について申し上げます。

昨年十一月の議会において、社会福祉法人「長野南福祉会」を七二会荘の移管先として選定したことを御報告申し上げます。

その後、円滑な事務処理を図ることを目的に、長野南福祉会との間で協議を重ね、引き続きに関する基本的事項を定めた「基本協定書」を

一月三十日に締結致しました。

今後は、平成二十二年四月一日の移管に向け、この基本協定書に基づき、移管事務を進めてまいります。移管に当たりましては、利用者家族、地域住民をはじめ関係者の皆様に十分に説明を申し上げ、また、相談を申し上げながら進めてまいりたいと考えております。

次に、介護認定審査について申し上げます。

昨年四月から十二月までの審査判定件数につきましては、合計一万九千五百四十八件で、前年度とほぼ同様の件数で推移しており、平成二十一年度につきましてもほぼ同様に推移するものと考えております。

なお、平成二十一年四月の介護保険制度改正では、要介護認定について全般的な見直しが行われ、認定調査項目や審査の参考指標が変更されることから、認定調査員や審査会委員の研修を行なうとともに、コンピュータシステムの改修を早急に進めてまいります。

また、障害程度区分認定審査については、平成十八年度の制度創設以来、認定申請に基づき審査判定を進めてまいりましたが、給付対象となる障害者の新規申請が一通り済んだため、年間の審査件数は徐々に減少し、昨年四月から十二月までの審査判定件数につきましては、三百九十一件で、前年度同期と比較しますと十七・三パーセントの減となっております。

平成二十一年度の審査判定件数でございますが、初年度の十八年度に認定を受けた方々が認定有効期間の三年を経過し更新の時期となるため、新規申請と併せて年間千四百件程度と見込んでおります。

介護及び障害程度区分の認定審査に当たりましては、制度の見直し等に機敏に対応しながら、今後とも、公平公正で迅速な審査判定がされるよう審査会の運営に努めてまいります。

次に、ふるさと市町村圏事業について申し上げます。

本連合が設置しております十億円の長野地域ふるさと市町村圏基金の果実により実施致します「ふるさと市町村圏事業」につきましては、新年度においても、基金の効率的な運用とともに、引き続き、情報発信や住民の交流による地域の活性化のためのソフト事業を実施してまいります。

さて、総務省においては、市町村合併の進展により、広域市町村圏を

構成する市町村が著しく減少したことなどを踏まえ、現行の広域市町村圏施策を、本年度を持って廃止し、平成二十一年度から新たに定住自立圏構想を推進することとしています。

長野地域においては、昭和四十六年に現在の十一市町村を範囲とする広域市町村圏の指定を受け、今日まで四十年弱にわたり広域市町村圏として、長野地域が一体となって振興施策を進めてまいったところであり、

また、平成四年には、広域市町村圏のうち日常生活圏としての一体性があり、自立的発展が見込める地域であることなどを要件とした「ふるさと市町村圏」の指定を受け、同時に十億円の基金を造成し、各種ソフト事業にも取り組んでまいりました。

新たな定住自立圏構想は、従来の広域市町村圏のように、その範囲を県が指定するのではなく、一定の課題について、地域の中心となる市とその周辺の市町村が自主的に、個々に協定を結び連携・協力し、圏域の活性化を図っていくものであります。

このため、今後現行の広域市町村圏を継続するか、あるいは廃止し、一定の課題について個々に協定を結び連携を図っていくについては、市町村の判断に委ねられることとなります。

長野広域連合と致しましては、今後の基金の取扱いなどを含めて、関係市町村と十分検討を行い、早い時期に方向性を出す必要があると考えております。

以上、平成二十年度の主要事業と当面する諸課題等について申し上げますが、今日の社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等は、今後の

長野広域連合の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

これら趨勢の中で、広域連合の運営に当たっては、その果たすべき役割について、常に最良のあるべき姿を検討しながら進めるとともに、懸案事項の解決をはじめ、諸事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

引き続き、議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

本日提出いたしました案件は、平成二十一年度一般会計予算のほか、五件であります。詳細につきましては、人事案件は私から、その他の案件は副広域連合長から説明申し上げますので、十分な御審議をいただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（町田伍一郎君） 副広域連合長 酒井登君。

○副広域連合長（酒井登君） 私から、本定例会に提出いたしました各議案について御説明申し上げます。

別冊「予算書」の一ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、議案第一号「平成二十一年度長野広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億八千二百七十八千円とし第二条において、地方自治法第二百四十四条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を四ページの「第二表 債務負担行為」とおりと定めさせていただくものでございます。

次に、第三条において、地方自治法第二百二十五条の三第二項の規定による、一時借入金への借入れの最高額を一億円と定めさせていただくものでございます。

次に、第四条において、地方自治法第二百二十条第二項ただし書の規定による歳出予算の流用は、人件費に過不足が生じた場合、同一款内の各項目間の流用をお認めいただくものでございます。

三ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の「歳出」から款を追って御説明申し上げます。

第一款 議会費二百九十四万七千円は、議会活動に要する諸経費を計上したものでございます。

第二款 総務費一億九百八十五万一千円のうち第一項 総務費一億九百四十三万二千円は、総務課職員の人件費など一般管理的経費を計上したものでございます。

第二項 監査委員費二十二万五千円、第三項 公平委員会費十一万九千円、第四項 選挙管理委員会費七万五千円につきましては、監査及び各委員会の事務執行に要する経費でございます。

第三款 民生費一億五千八百八十九千円のうち第一項 施設管理費千五百五十六万八千円は、老人ホーム等福祉施設の運営管理に係る職員の人件費が主なものでございます。

第二項 老人ホーム入所判定委員会費十一万九千円は、養護老人ホームに係る入所判定委員会の開催に要する経費でございます。

第三項 認定審査会費一億三千六百二十二万二千円は、「介護認定審査会」及び「障害程度区分認定審査会」の開催に要する経費を計上したも

のでございます。

第四款 衛生費 第一項 環境推進費二億二千五百七十五万四千円は、長野市に建設のA焼却施設の環境影響評価の実施に係る業務委託料など、ごみ処理施設三施設の建設に係る経費を計上したものでございます。

第五款 第一項 公債費二億千七百四十一万七千円は、老人ホーム及び旧長野広域病院の建設の際に借り入れた地方債等の元金及び利子の償還費を計上したものでございます。

第六款 第一項 予備費五十万円につきましては、緊急時のやむを得ない支出に備えるものでございます。

次に、左側の二ページ「歳入」につきまして御説明申し上げます。

第一款 分担金及び負担金 第一項 負担金三億八千六百五十一万五千円は、規約に規定されております負担率に基づき、関係市町村からの負担金でございます。

第二款 国庫支出金 第一項 国庫補助金二千一十六万六千円は、長野市に建設のAごみ焼却施設の環境影響評価業務などに対する国の補助金を見込んだものでございます。

第三款 財産収入 第一項 財産運用収入五百六十七万七千円は、長野松代総合病院に貸し付けております旧長野広域病院の土地、建物に係る貸付収入及び財政調整基金の運用利子を計上したものでございます。

第四款 繰入金 第一項 基金繰入金二億八千四百五十七万七千円は、特別養護老人ホームの建設の際に借り入れた地方債等の償還費の財源として、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

第五款 第一項 繰越金八千七百四十四万一千円は、前年度からの繰

越金でございます。

第六款 諸収入七万二千円のうち、第一項 預金利子一千円は歳計現金の預金利子、次の第二項 雑入七万一千円につきましては、生活保護受給者の要介護認定審査に係る市町村からの受託料収入などでございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

三十九ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、議案第二号「平成二十一年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が運営しております養護老人ホーム二施設、特別養護老人ホーム八施設、デイサービスセンター三施設、在宅介護支援センター一箇所の管理運営予算でございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十九億六千四百四十四万三千円とし、第二条 歳出予算の流用については、人件費に過不足が生じた場合、同一款内での各項の間の流用をお認めいただくものでございます。

四十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の「歳出」から款を追って御説明申し上げます。

第一款 民生費二十九億六千四百四十四万三千円のうち、第一項 養護老人ホーム松寿荘運営費二億三千六百五十七万一千円は、養護老人ホーム松寿荘の施設運営に係る一般管理的経費及び定員百名に係る賄材料費など利用者の生活費を計上したものでございます。

第二項 養護老人ホームはにしな寮運営費一億七千四百七十八万六千

円は、施設運営に係る一般管理的経費及び定員六十名に係る生活費を計上したものでございます。

第三項 特別養護老人ホーム運営費二十三億九千九百九十九万二千円は、特別養護老人ホーム八施設の施設運営に係る一般管理的経費及び定員五百五十六名に係る生活費を計上したものでございます。

第四項 デイサービスセンター運営費一億三千八百七十九万三千円は、デイサービスセンター三施設の施設運営に係る一般管理的経費及び利用者の生活費を計上したものでございます。

第五項 在宅介護支援センター運営費四百六十九万三千円は、長野市から運営を受託しております戸隠在宅介護支援センターの運営に係る人件費などの一般管理的経費でございます。

第六項 財産管理費千八百四十万八千円は財政調整基金の運用利子を同基金に積み立てるための積立金でございます。

次に左側の四十ページ「歳入」について御説明申し上げます。

第一款 サービス収入二十五億五千八百六十三万六千円のうち、第一項の介護給付費収入二十一億四千二十万三千円は、介護サービスに係る介護保険からの収入でございます。

第二項の自己負担金収入四億千八百四十三万三千円は、同じく介護サービスに係る利用者本人からの負担金でございます。

第二款 分担金及び負担金 第一項 負担金三億四百二十六万円は、主に養護老人ホーム二施設に係る市町村からの措置費負担金でございます。

第三款 財産収入 第一項 財産運用収入千八百四十万八千円は、財

政調整基金の運用による利子収入を見込んだものでございます。

第四款 第一項 寄附金一百万円は、各施設に対する寄附金でございます。

第五款 繰入金 第一項 基金繰入金五千六百六十五万一千円は、財政調整基金を施設の運営費の財源として繰り入れるものでございます。

第六款 諸収入二千六百四十七万八千円のうち第一項 受託事業収入千七百七十六万一千円は、戸隠在宅介護支援センター、若槻デイサービスセンターなどの運営に係る受託事業収入でございます。

第二項 雑入八百七十一万七千円は、職員の給食費徴収金などの雑収入でございます。

以上で、老人福祉施設等運営事業特別会計予算の説明を終わります。

続いて、百十七ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第三号「平成二十一年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

この特別会計は、本連合が設置しております十億円の「ふるさと市町村圏基金」の運用益による、各種ソフト事業の実施に係る予算でございます。

第一条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ九千六百九十三万七千円としたものでございます。

百十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算の「歳出」から御説明申し上げます。

第一款 第一項 広域市町村圏振興整備事業費九千六百四十三万七千円につきましては、「ふるさとフォトコンテスト」、「ふれあい探訪事業」

など広域活動計画に基づく事業の実施に係る経費のほか、一般会計からの繰入金について、「ふるさと市町村圏基金」への積立金を計上したものでございます。

第二款 予備費五十万円の、緊急時のやむを得ない支出に備えるものでございます。

次に左側百十八ページの「歳入」につきまして、御説明申し上げます。

第一款 財産収入 第一項 財産運用収入九百四十五万二千円は、「ふるさと市町村圏基金」の運用から生ずる利子収入でございます。

第二款 繰入金 第一項 一般会計繰入金八千二百四十一万九千円は、一般会計へ貸し付けております「ふるさと市町村圏基金」の一般会計からの元金償還金でございます。

第三款 第一項 繰越金四百五十二万六千円は、前年度からの繰越金でございます。

第四款 諸収入 第一項 雑入五十四万円の、「ふれあい探訪事業」の参加者からの負担金でございます。

以上で議案第一号、第二号及び第三号の説明を終わります。次に、「議案書」を御覧いただきたいと存じます。

議案第四号「平成二十一年度長野広域連合一般会計補正予算」について御説明申し上げます。

補正予算書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、歳入歳出に、それぞれ七百六十四万二千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ七億八千四百三十万円とするものでございます。

補正の内容でございりますが、二ページをお開きいただきたいと存じます。

第一表 歳入歳出予算補正のうち、下段の「歳出」から御説明申し上げます。

第三款 民生費 第三項 認定審査会費 補正額七百六十四万二千元の追加は、平成二十一年度の要介護認定制度改正に伴う、既存の介護認定審査システムの改修費でございします。

次に、上段の「歳入」でございしますが、第一款 分担金及び負担金 第一項 負担金 補正額七百六十四万二千元の追加は、介護認定審査システムの改修費に伴う、関係市町村からの負担金でございします。

以上で、補正予算の説明を終わります。

次に、議案第五号「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

これは、地方自治法の改正に伴い、「議員の報酬及び費用弁償の支給等に関する規定」を改めるものでございします。

改正の主な内容につきましては、「議員の報酬」及び「費用弁償」の支給方法について、他の行政委員会の委員等の規定から分離し、報酬の名称を「議員報酬」に改めるものでございします。

以上、平成二十一年度一般会計、特別会計予算、平成二十年度一般会計の補正予算及び条例案件につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（町田伍一郎君） 以上で説明を終わります。

これより議案質疑に入ります。

議案の質疑は、議案第一号 平成二十一年度長野広域連合一般会計予算については、歳出から各款ごとお願い致します。

その他の議案につきましては、各議案ごとに一括してお願い致します。なお、御発言に当たりましては議席番号及び氏名をお願い致します。それでは、質疑に入ります。

議案第一号 平成二十一年度長野広域連合一般会計予算 第一条 第一表 歳入歳出予算 歳出から行います。
第一款 議会費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第二款 総務費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第三款 民生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第四款 衛生費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第五款 公債費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第六款 予備費。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 以上で歳出を終わります。

つづいて、歳入を行います。

第一款 分担金及び負担金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第二款 国庫支出金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第二款 財産収入。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第四款 繰入金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第五款 繰越金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

第六款 諸収入。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

次に、第二条 債務負担行為。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

次に、第三条 一時借入金。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

次に、第四条 歳出予算の流用。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 以上で議案第一号を終わります。

次に、議案第二号 平成二十一年度長野広域連合老人福祉施設等運営事業特別会計予算 第一条 第一表 歳入歳出予算、第二条 歳出予算の流用、一括で質疑をお願いします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

次に、議案第三号 平成二十一年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、同じく一括で質疑をお願いします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

次に、議案第四号 平成二十年度長野広域連合一般会計補正予算について、質疑をお願いします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 進行致します。

次に、議案第五号 長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をお願いします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長（町田伍一郎君） 以上で議案の質疑を終結致します。

議案第一号から議案第五号まで、以上五件、お手元に配布しました委員会付託表のとおり、それぞれ関係の常任委員会に付託を致します。

次に、議案第六号 公平委員会委員の選任についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。

広域連合長 鷺澤正一君。

(全員起立)

○広域連合長(鷺澤正一君) 議案第六号 公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

これは、三名の公平委員のうち、竹内喜宜氏が来たる二月十七日をもって任期満了となりますが、引き続き、長野市大字長野桜枝町千七百七十七番地五 竹内喜宜氏を選任したいので、地方公務員法第九条の二第二項の規定により提出するものであります。竹内氏は、弁護士でございます。現在は、長野市公平委員会委員に御就任いただいております。何とぞ御同意をお願い申し上げます。以上です。

○議長(町田伍一郎君) 以上で説明を終わります。

お諮り致します。

本件に関しては、質疑、討論、委員会付託を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(町田伍一郎君) 御異議なしと認めます。

採決を行います。

本件を原案のとおり選任することについて同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、本件は原案のとおり選任することについて同意することに決しました。

ただ今から、常任委員会開会のため、この際、午後四時まで休憩致します。

お手元に配布の一覧表とおり場所を定めますので御連絡を申し上げます。

(休憩 二時十三分)

(再開 四時三十分)

○議長(町田伍一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第一号から議案第五号 以上五件、一括議題と致します。

各委員会の審査が終了致しておりますので、これより委員会の審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。初めに、総務委員会委員長 善財文夫君。

○総務委員会委員長（善財文夫君） 十五番 善財文夫君でございます。

私から長野広域連合議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（町田伍一郎君） 以上をもちまして、総務委員会委員長の報告を終わります。続いて、福祉環境委員会委員長 西澤今朝人君。

○福祉環境委員会委員長（西澤今朝人君） 十七番 西澤今朝人でございます。

私から、長野広域連合議会定例会におきまして、福祉環境委員会に付託されました諸議案の審査の結果につきまして、御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております福祉環境委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、広域連合に要望致しました主たる事項について申し上げます。

介護認定審査システムの改修による新システム稼働後は実態を検証の上、議会へ報告すること。

以上で報告を終わります。

○議長（町田伍一郎君） 以上をもちまして、福祉環境委員会委員長の報

告を終わります。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務委員会所管の議案第三号 平成二十一年度長野広域連合長野地域ふるさと市町村圏事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、総務委員会所管の議案第五号 長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（町田伍一郎君） 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、福祉環境委員会所管の議案第二号 平成二十一年度長野広域連

合老人福祉施設等運営事業特別会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、同じく、福祉環境委員会所管の議案第四号 平成二十年度長野広域連合一般会計補正予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会所管の議案第一号 平成二十一年度長野広域連合一般会計予算、質疑、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

採決を行います。

委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(町田伍一郎君) 全員賛成と認めます。

よって、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会定例会に提出されました案件の審議は全て終了致しました。

次に、広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可致します。

広域連合長 鷺澤正一君。

○広域連合長(鷺澤正一君) 二月長野広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出致しました案件につきまして、原案どおり御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

現在、本連合においては、個々の事業課題としては、ごみ処理施設の建設や高齢者福祉施設の運営をはじめ、重要な課題が山積しておりますが、同時に、国が新年度から推進することとしている「定住自立圏構想」は、今日まで長野広域連合十一市町村が協力して行なってきた「ふるさと市町村圏事業」や「共同処理事務」の在り方を、今後どのようにするのか、それぞれの市町村や広域連合に大きな課題を投げ掛けられたものと思っております。

このため、広域連合の今後の在り方とともに、個々の市町村の「定住自立圏構想」への取り組みなどについて、早急に検討する必要があると思います。

今後とも、事業の推進や広域的な行政の取り組みに対し、議員の皆様
の御支援、御協力をお願い申し上げます。

議員の皆様には、御健康に十分御留意をいただきまして、ますますの
御活躍を祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（町田伍一郎君） 以上をもちまして、平成二十二年二月長野広域
連合議会定例会を閉会致します。

午後四時三十八分

地方自治法第二百三十三条第二項の規定により署名する。

平成二十一年 月 日

議長 町田 伍一郎

副議長 永井 康彦

署名議員 松木 茂盛

署名議員 牛越 富男